

筆界特定申請書

平成25年〇月〇日^{*1}

〇〇法務局^{*2} 筆界特定登記官 殿

申請の趣旨^{*3}

後記1記載の甲地と乙地との筆界について、筆界の特定を求める。

申請人及び代理人の表示

申請人^{*4} P市 町一丁目2番3号 甲野太郎

申請人代理人^{*5} 市 町 丁目 番 号

^{*6} 法 務 春 子 印^{*7}

電 話 000-0000-000^{*8}

F A X 000-0000-000

筆界特定添付書面等の表示^{*9}

資格証明書 代理権限証書 相続証明書

承継証明書 所有権（一部）取得証明書

氏名変更（更正）証明書 住所変更（更正）証明書

固定資産評価証明書^{*10} 現地案内図

手数料計算書 その他（ ）

1 対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示^{*11}

甲地

不動産番号 1 2 3 4 5
所 在 P市 町一丁目
地 番 番の2
地 目 宅地
地 積 . 平米
所有権登記名義人等 P市 町一丁目 番6号
申請人 甲 野 太 郎

価 格 金 円

乙地

不動産番号 2 3 4 5 6
所 在 P市 町一丁目
地 番 番の3
地 目 宅地
地 積 . 平米
所有権登記名義人等 P市 町四丁目 番3号
関係人 乙 山 一 郎
(電話 111-1111-1111)

価 格 金 円

2 関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示^{*12}

関係土地 1

不動産番号 (略)
所 在 (略)
地 番 (略)
地 目 (略)
地 積 (略)
所有権登記名義人等 (略)

関係土地 2

所 在 P市 町 番地先 (別紙図面中斜線で示した部分)^{*13}
所有権登記名義人等 (略)

3 筆界特定を必要とする理由^{*14}

- (1) 申請人は、甲地の所有権の登記名義人であり、甲地を自宅の敷地及び庭として利用している。
乙山一郎(以下「乙山」という。)は、乙地の所有権の登記名義人であり、乙地を貸駐車場として利用している。
- (2) 乙地は、別紙図面(略)記載のとおり、甲地の西側隣接地であり、甲地と乙地との間にはフェンス(以下「本件フェンス」という。)が設置されている。
- (3) 申請人は、平成17年8月ころ、甲地の一部を分筆して売却することを計画し、筆界の確認や測量を含む分筆手続一切を土地家屋調査士(以下「調査士」という。)に依頼した。
- (4) 調査士は、甲地と乙地との筆界(以下「本件筆界」という。)について、乙山に立会確認を依頼し、平成17年9月20日、申請人及び乙山の立会のもと、本件筆界の確認が行われた。
申請人及び調査士は、本件フェンスのある位置(別紙図面のア点とイ点とを結んだ直線)が本件筆界であることの確認を求めたが、乙山は、本件フェンスから東側約30センチメートルの位置に本件フェンスに平行して存在するコンクリート基礎(別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線上にある。)が筆界の位置を示すものであると主張して筆界確認書への押印を拒否した。
- (5) その後、申請人又は調査士が何度か乙山宅を訪問し、筆界の問題について話し合ったが、乙山は譲らず、乙山の主張を認めない限り、筆界確認書には絶対に押印しないと断言している。
このままでは、甲地の分筆ができず、当初の計画であった土地の売却も不可能

となってしまう。そこで、本件筆界について、筆界特定の申請に及んだ次第である。

(6) なお、本件筆界以外の甲地の筆界については、各隣接地の所有者との間で確認済みである。

4 対象土地及び関係土地の状況^{*15}

別紙図面のとおり。

5 申請人が筆界として主張する線及びその根拠^{*16}

(1) 申請人は、本件筆界は、甲地と乙地との間に設置されたフェンスの位置（別紙図面のア点とイ点を結んだ直線）にあると主張する。その理由は、以下のとおりである。

(2) （以下略）

6 関係人の主張^{*17}

乙山は、フェンスの東側30センチメートルの位置に存在するコンクリート基礎（別紙図面中のウ点とエ点を結んだ直線）が本件筆界の位置を示すものであると主張している。

7 筆界確定訴訟の有無^{*18}

無

係属中（ 裁判所 事件番号 平成 年（ ） 号
当事者の表示 原告 被告 ）

8 申請情報と併せて提供する意見又は資料^{*19}

資料等説明書記載のとおり。

手数料印紙はり付け欄（収入印紙をはってください。）

手数料額 円^{*20}

申請手数料仮納付額^{*21}

金 円也（手数料額の通知があり次第，不足額を追加納付する。）

^{*22} 法 務 春 子 職印 ^{*23}

（代理権限証書，固定資産評価証明書，現地案内図，手数料計算書，別紙図面，資料説明書は，いずれも省略。）

-
- *1 筆界特定の申請年月日の表示（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第207条第3項第10号）である。
- *2 筆界特定の申請をする法務局等の表示（規則第207条第3項第11号）である。
- *3 申請の趣旨は、必要的筆界特定申請情報（筆界特定申請情報の内容として提供されないときは、申請の却下事由となる情報をいう。以下同じ。）である（不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第131条第2項第1号）。申請の趣旨においては、申請人が、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていることを明らかにする。
- *4 申請人の氏名又は名称及び住所は、必要的筆界特定申請情報である（法第131条第2項第2号）。
- なお、申請人が対象土地の所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名又は名称及び住所が、申請人が一筆の土地の一部の所有権を取得した者である場合には、その旨が、それぞれ必要的筆界特定申請情報である（規則第207条第2項第3号及び第4号）。
- *5 申請人の代理人の氏名又は名称及び住所は、必要的筆界特定申請情報である（規則第207条第2項第2号）。
- *6 代理人が資格者代理人である場合におけるその資格は、筆界特定申請情報ではないが、資格を記載することが望ましい。
- *7 筆界特定申請書には、申請人又は代理人が署名し、又は記名押印しなければならない（規則第211条第2項）。
- *8 申請人又は代理人の連絡先は、任意的筆界特定申請情報（筆界特定申請情報の内容として提供することとされている情報のうち、必要的筆界特定申請情報でないものをいう。以下同じ。）である（規則第207条第3項第1号）。連絡先としては、電話番号のほか、例えば、FAX番号が考えられる。
- *9 筆界特定添付情報があるときは、その表示を筆界特定申請情報の内容とすることとされている（規則第207条第3項第8号）。記載例では、提出するものにチェックする方式により、添付情報を表示することとしている。
- *10 固定資産評価証明書，現地案内図，手数料計算書は，法令上添付が要求されている筆界特定添付情報ではないが，手続の円滑な進行の観点から，できるだけ申請人が提供することが望ましい。
- *11 対象土地の所在及び地番は、必要的筆界特定申請情報である（法第131条第2項第3号，規則第207条第2項第5号）。所在及び地番に代えて不動産番号を明らかにしてもよい（記載例では双方を記載しているが、一方でもよい。「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（平成17年12月6日付け法務省民二第2760号民事局長通達）29）。地目及び地積は、必要的筆界特定申請情報ではないが、筆界特定登記官にとって参考となる

情報として記載例に掲げている。

また、関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第3号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの対象土地の所有権登記名義人等であることを示すため、対象土地と当該対象土地に係る関係人とを併せて表示している。

*12 関係土地及び関係人の表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第2号及び第3号）。記載例では、いずれの関係人がいずれの関係土地の所有権登記名義人等であることを示すため、関係土地と当該関係土地に係る関係人とを併せて表示している。

なお、筆界特定申請書に関係土地として表示された土地以外の土地であっても、筆界特定登記官が、関係土地となる可能性があるとして、手続上、関係土地と扱うことがあり得る。

*13 関係土地が表題登記がない土地であるときは、当該関係土地を特定するに足りる事項が任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第2号）。図面を利用する方法等によって関係土地を特定することが考えられる（同条第4項）。

*14 対象土地について筆界特定を必要とする理由（法第131条第2項第4号）とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情をいい、必要的筆界特定申請情報である。筆界特定登記官が事案を早期に把握することが早期解決につながることからすると、できるだけ詳細な記載が望ましい。

*15 対象土地の状況は必要的筆界特定申請情報であり、関係土地の状況は任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第2項第6号、第3項第4号）。これらの事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たっては、図面を利用する等の方法により具体的に明示することとされている（同条第4項）。

*16 筆界についての申請人の主張及びその根拠は、任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第5号）。

*17 対象土地の所有権登記名義人等である関係人の筆界についての主張は、任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第6号）。

*18 申請に係る筆界について筆界確定訴訟が係属している旨及び当該訴訟を特定するに足りる事項は任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第7号）。筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載することとなる。

筆界確定訴訟が係属していないときは、その旨を明らかにする必要はないが、記載例では、筆界特定登記官に対する情報提供として、筆界確定訴訟が係属していない旨を明らかにしている。

*19 筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、その表示は、任意的筆界特定申請情報である（規則第207条第3項第9号）。これを筆界特定申請情報の内容とするには、資料提出書を提出し、これを引用すれば足りる。

*20 申請手数料の額は、筆界特定申請情報とされていないが、記載例では、参考となる情報として記載している。申請人が申請手数料の正確な額を算出できないときは、申請時には、申請手数料欄を空欄にしておき、後期21のとおり手数料の一部を仮

に納付し、不足額を納付するときに、申請手数料額を書き込むことが考えられる。

- *21 申請人が申請手数料の正確な額を算出することができないときは、申請に当たり、差し当たり、申請手数料の一部を仮に納付し、筆界特定登記官から手数料額の通知がされた後、不足額を納付することが考えられる。このような運用をする場合には、手数料をいくら納付する意思があるかを明らかにするため、仮納付額を記載するとともに、不足額がある場合には不足額を納付する意思があることを明らかにしておくのが相当である。
- *22 代理人が資格者代理人である場合におけるその資格は、筆界特定申請情報ではないが、資格を記載することが望ましい。
- *23 司法書士又は土地家屋調査士が代理人として申請書を作成したときは、職印を押印しなければならない（司法書士法施行規則第28条第1項、土地家屋調査士法施行規則第26条第1項）。